

駐車監視員活動ガイドライン

【本所 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。
 なお、指定から外した路線等については、末尾に記載してあります。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道319号	三ツ目通り	吾妻橋3-1先吾妻橋交番前交差点	菊川3-16先菊川駅前交差点	9-19	
2	国道14号	京葉道路	両国1-12先両国橋	江東橋4-30先松代橋	9-19	
3	区道	北斎通り	亀沢1-8先清洲通り江戸東京博前交差点	錦糸4-16先錦糸橋	9-19	
4	主要地方道315号	蔵前橋通り	横網2-6先蔵前橋	太平4-5先天神橋	9-19	
5	都道453号	春日通り	本所1-35先厩橋東詰交差点	横川5-7先栗原橋	9-19	
6	都道453号	浅草通り	吾妻1-12先駒形橋東詰交差点	業平5-15先柳島橋	9-19	
7	都道463号	清澄通り	吾妻橋1-12先駒形橋東詰交差点	千歳3-1先	9-19	
8	都道465号	四ツ目通り	江東橋4-1先四之橋北詰交差点	業平4-16先浅草通り押上駅前交差点	9-19	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備考
1	都道～区道	—	菊川1-2先	吾妻橋1-6先駒形橋東詰交差点	9-19	
2	区道	区役所通り	菊川1-10先	東駒形2-6先浅草通り吾妻橋一丁目交差点	9-19	
3	都道	親不幸通り	江東橋5-3先新大橋通り住吉1丁目交差点	業平1-13先浅草通り業平一丁目交差点	9-19	
4	区道	馬車通り	両国2-6先	江東橋4-23都立墨東病院先旅所橋	9-19	
5	区道	—	江東橋2-4先	太平1-28先太平一・二丁目交差点	9-19	
6	区道	—	錦糸2-4先(JR錦糸町駅北口ロータリー)	太平2-18先	9-19	
7	区道	曳舟川通り	押上2-1先言問通り向島1丁目交差点	押上2-22先	9-19	
8	主要地方道319号～国道6号	三ツ目通り～水戸街道	吾妻橋2-3先浅草通り吾妻橋交番前交差点	向島5-38先	9-19	
9	主要地方道319号	三ツ目通り	菊川3-16先菊川駅前交差点	菊川3-1先菊川三丁目交差点	9-19	
10	都道	新大橋通り	菊川1-6先	江東橋5-3先	9-19	
11	区道	言問通り	吾妻橋3-17先業平1丁目交差点	向島1-4先	9-19	
12	区道	小梅通り	向島3-33先	向島4-17先	9-19	
13	区道	押上通り	業平3-17先押上駅前交差点	押上1-18先	9-19	
14	区道	—	押上1-15先	向島2-8先	9-19	
15	区道	墨堤通り	吾妻橋2-4先	向島5-9先	9-19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	最重点路線(三ツ目通り、京葉道路、北斎通り、蔵前橋通り、春日通り、浅草通り、四ツ目通り、清澄通り)周辺	9-19	
2	江東橋1～4丁目及び周辺	7-22	
3	錦糸1～3丁目及び周辺	7-22	
4	太平1～4丁目(北斎通り～蔵前橋通り)周辺	7-22	
5	JR総武線を挟んだ京葉道路～北斎通り、清澄通り～親不幸通り	7-22	
6	東京スカイツリー周辺	7-22	

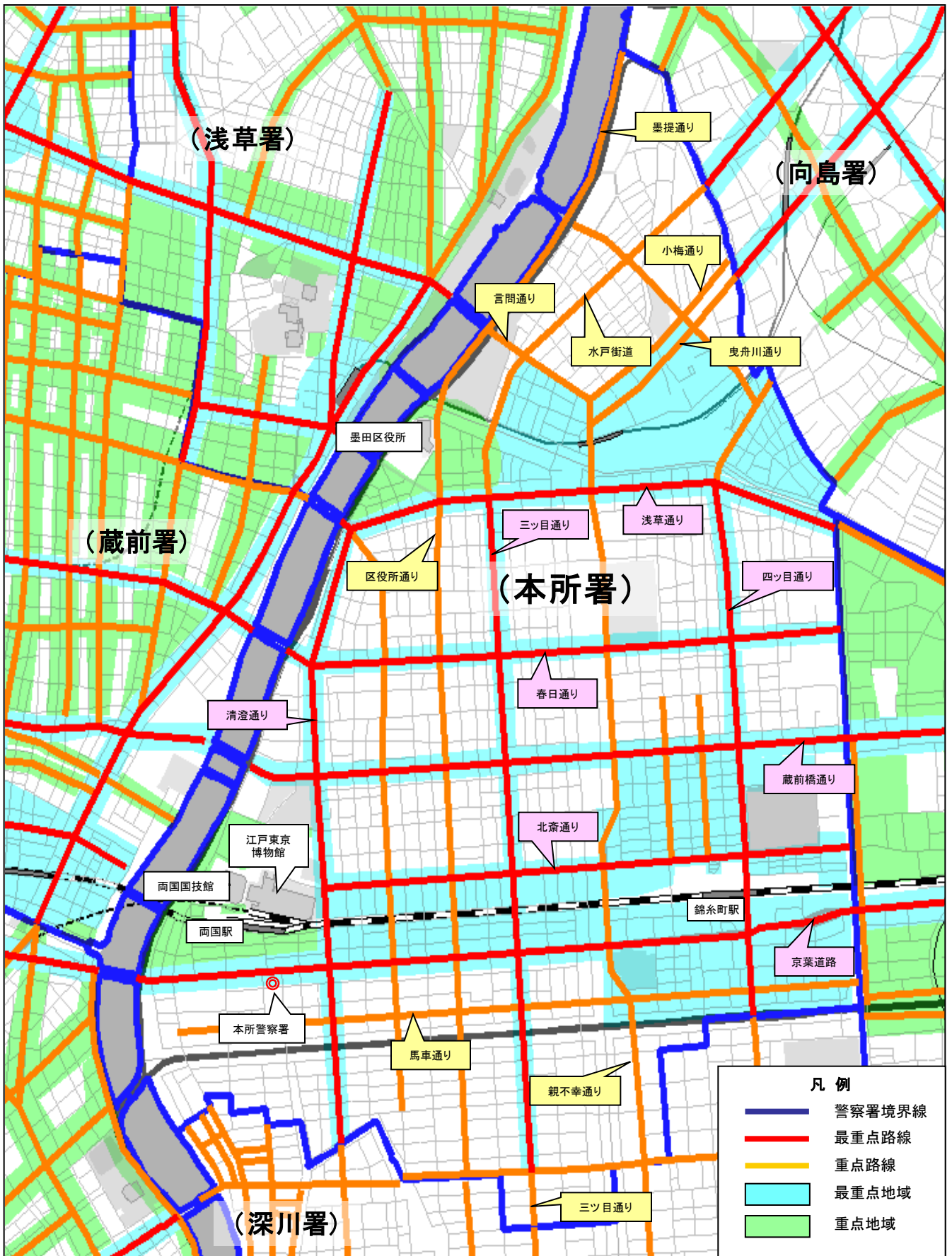
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	両国駅・両国国技館周辺	9-19	
2	墨田区役所周辺(駒形橋～吾妻橋)	8-18	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	JR錦糸町駅周辺	9-22	
2	東京スカイツリー周辺	7-22	

本所警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)2008ZENRIN CO.LTD.(Z07LC第015号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。